

自治会加入促進 ハンドブック



羽島市自治委員会

羽 島 市

はじめに

昨今、全国的に少子化・高齢化とともに人口の減少が本格化し、少ない人口で社会を支えていかなければならぬ時代になりました。その一方で、ライフスタイルや価値観の変化から市民ニーズが多様化・複雑化しており、行政の力だけでは様々な地域の課題に対応していくことが難しくなってきました。そのため、「自助・共助・公助」によるまちづくりの重要性が一層増しています。自治会が行う、地域の見守り活動や防災対策、環境美化などの取り組みは、まさに地域の「共助」の機能を高めるものであり、地域の多くの方が自治会に加入し、お一人お一人が自分ごとと捉え、地域の安全・安心なまちづくりに関われることが望まれています。

しかしながら、昨今の核家族化や住民同士の関係の希薄化等により、自治会の活動に関心を持たない家庭が増え、全国的に自治会の加入率は減少傾向にあります。羽島市においても、年々加入率が減少しており、今後も低下することが懸念されています。

このような状況の中、当市では平成28年4月1日に「まちづくり基本条例」を制定し、また、平成30年3月26日に「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」が制定されました。それにより、今後ますます自治会と市は協力し合い、自治会への加入及び自治会活動への参加促進に努めていく必要があります。そこで、自治会が行う加入の呼びかけ活動を支援し、より多くの方に自治会活動に参加していただくことを目的に、自治会加入促進ハンドブックを作成いたしました。今以上に活発な自治会活動を進めていく上での一助になれば幸いです。

令和6年4月

羽島市自治委員会
羽 島 市

もくじ

1 羽島市の現状と自治会加入率	P1
2 自治会の役割と主な活動	P3
3 自治会加入のメリット	P5
4 自治会加入までのステップ	P8
5 加入案内文書例及び市への提出書類	P10
6 よくある質問と回答例	P12
7 市が行う加入促進の取り組み	P15
8 市内における地域活動の先進事例	P17
9 こんな形もある！他自治体の自治会活動事例	P18

1 羽島市の現状と自治会加入率

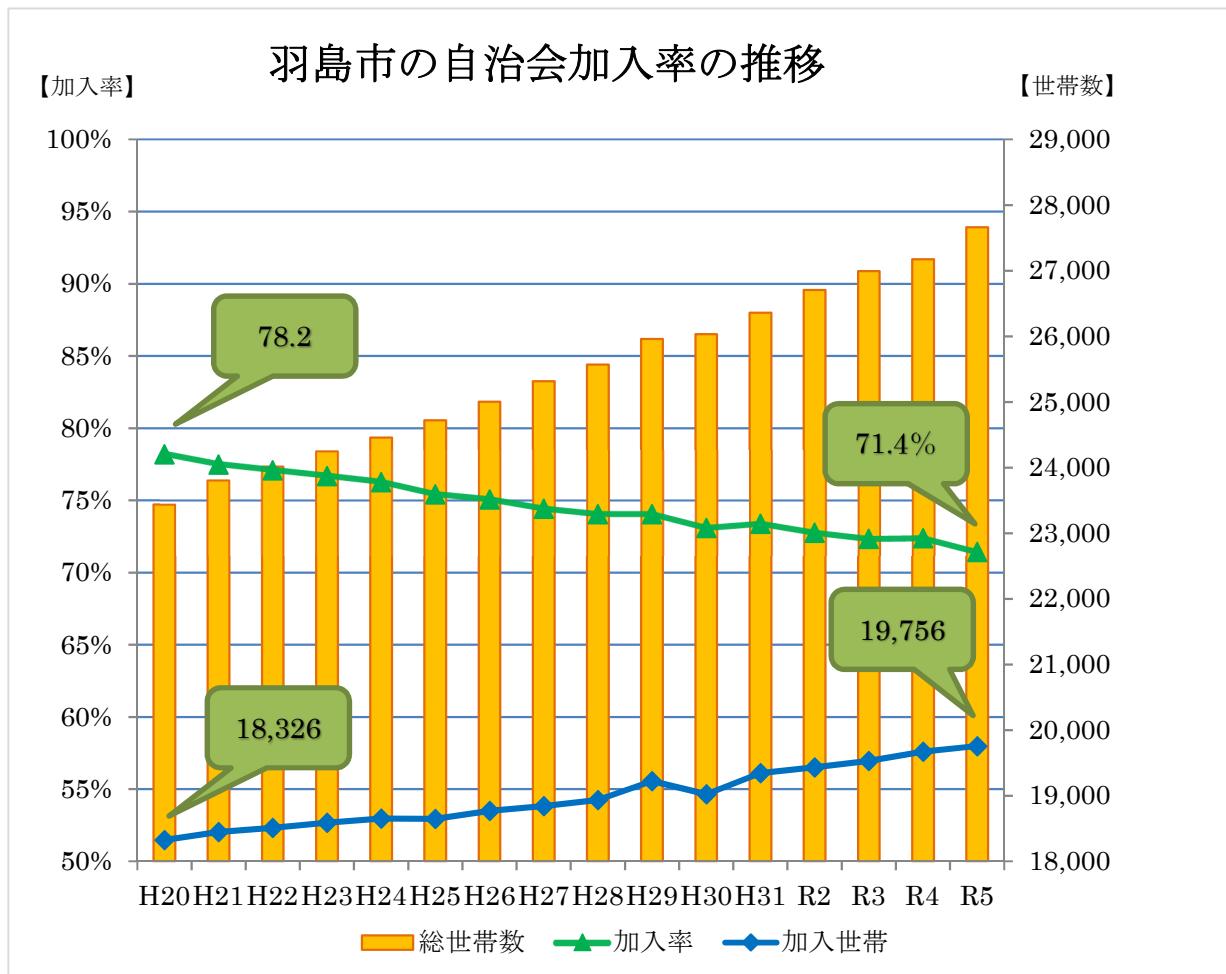
▽現在、羽島市内は以下のとおり 113 区の自治会があります。

●市内の自治会数

町名	自治会数	町名	自治会数
足近町	8	江吉良町	7
小熊町	13	舟橋町	2
新生町	1	堀津町	3
正木町	12	上中町	11
竹鼻町	36	下中町	4
福寿町	4	桑原町	12

このような中、市内においては総世帯数が増加する一方、平成20年4月には 78.2% あった自治会加入率は、令和5年4月時点で 71.4% と減少傾向にあります。

【市内全体の自治会加入率】



▽自治会加入率の低下には次のような背景が考えられます。

●生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化

- ・インターネットの普及や商業施設の展開により、手軽に情報や物が手に入るようになり、地域で助け合う機会が少なくなった。
- ・個人主義的な考え方や自治会活動に無関心な人が増えている。

●少子高齢化及び人口減少の進行・ライフスタイルの多様化

- ・単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化・少子高齢化、働き方改革による高齢者雇用の拡大により、地域活動への参加ができない人や、役員になることに抵抗感がある人が増えている。
- ・高齢により自治会活動への負担を感じる人が増えている。
- ・高齢者施設への入居や、転出による空き家が増えている。

●アパートやマンションといった集合住宅の増加

- ・ゴミ出しなど、日常生活に不可欠なことが、管理会社で対応されており、自治会加入への必要性を感じない人が増えている。
- ・短期的に居住する人が増加し、地域とのつながりに必要性を感じず、自治会に加入しない人が増えている。

(参考)

【各町でのイベント・行事】

▽市内にあるコミュニティセンター（11施設）単位を基に、地域で行われている三大行事及び主要なイベント・行事は以下のとおりとなります。

●三大行事及び主要なイベント・行事

地区	夏祭り	町民運動会	文化祭	その他
足近	7月	11月		—
小熊・新生町	7月	10月	3月	凧あげ大会（1月）
正木	8月	10月	2月	—
竹鼻	—	9月	2月	健康ウォーク&ふれあい広場（11月）
竹鼻南	—		10月	しめ縄作り&餅つき大会（12月）
福寿	—	10月	11月	—
江吉良・舟橋	8月	10月	3月	え・ふねイルミネーション（10月）
堀津	—	11月	3月	—
上中	—	—	9月	—
下中	8月	11月		—
桑原	8月	10月	2月	町民ラジオ体操の会（7月）

2 自治会の役割と主な活動

防犯・防災

いざという時は自治会が頼りになります！

●防犯

普段から小学生の登下校を見守る活動、塾や部活動で帰りが遅くなる中学生や高校生のための夜間パトロールを行い、安全・安心なまちづくりに寄与しています。また、地域の安全確保のために設置されている防犯灯の管理や地域全体が目を光らせることで空き巣などの犯罪を未然に防ぐことに繋がっています。

●防災

大規模な災害が発生した場合、建物の倒壊、地割れなどによる道路の寸断や通信の不通等により、救助活動や消火活動などの機能が著しく低下します。市や消防、警察等が連携し、災害対応活動に取り組みますが、万が一の時は地域で下記のような共助の力が必要となってきます。そのため、自治会では日ごろから防災訓練の実施や災害時のための物資を備蓄しています。

- ・住民の安否確認
- ・被災状況の調査（市や消防への情報提供）
- ・身体の不自由な方の避難所への移送
- ・行政との避難所の共同運営
- ・炊き出し
- ・災害備蓄品の配布

環境美化



きれいなまちが維持されているのは、自治会で道路や水路、側溝などを定期的に清掃活動を行っているからです。ごみ集積所の管理やごみの分別回収など日々の生活に直結しているものも自治会で行っています。

親睦・交流

住民同士の親睦・交流を深めることでお互いの信頼や安心感が育まれます。それらを目的として、自治会では様々なイベントを実施しています。子どものいる世帯が、親子そろって参加することで、親同士、子ども同士のコミュニケーションの輪が広がります。また、年代の垣根を越えて三世代が交流する場にもなります。親睦・交流を通して、地域固有の伝統・文化を保護・伝承する活動にも繋がります。そのような、日ごろからの親睦・交流が万が一の大災害時に近所の方の安否確認や連携して避難する際の大きな力となります。

福祉

高齢の方など支援が必要な方も安心して暮らせるように、地域全体での支え合いとして見守り活動や安否確認などのパトロールを実施しています。また、認知症の方などに対して地域の方がサポートする際には、周りの住民がどのように接していくか分からぬため、事前に家族の方に接し方などを聞くことで地域の一員として接することができることもあります。

市の事業への協力

さまざまな市の事業に協力する他に、「広報はしま」「議会だより」を始め、市役所や公共団体の情報や地域独自の情報を回覧してお知らせしています。



3 自治会加入のメリット

◆自治会に入るとこのようなメリットがあります！！



① つながりができ、「いざ」という時に助け合える

自治会が行うイベントなどに参加することで、子どもから高齢者まで幅広い世代と接することができます。活動を通して地域でコミュニケーションをとる機会がうまれ、絆を深められることから、いざという時の避難所や緊急時の情報を共有することができます。自治会に加入しておらず、日頃の会話や交流がない関係では、緊急時に自分だけが逃げ遅れしまうという可能性も出てきてしまいます。

② 地域の情報を得られる

回覧板などによって、地域や行政からのお知らせ・連絡事項など、暮らしに関わる重要な情報を逃すことなく定期的に入手することができます。そのような情報を得る際に、回覧板や広報紙の受け渡し時に声を掛け合う場面が増え、話がしやすい関係を築くことができます。

③ 住みよい地域環境づくりが進む

住みよい地域環境をつくるためには、普段、生活する上で防犯、防災、子どもの見守りなどは必要不可欠なものになります。それらについて、近隣の方々と一緒に対策を立てたり、地域の方々があなたの世帯を気にかけたりしてくれることで、地域防災や防犯パトロール、ごみの集積所の管理、清掃活動などが活発になります。その結果、地域全体の共助の機能を高めることに繋がります。

④ 地域の課題を解決する

自治会は、日頃から行政や各種関係機関と連携しており、住民と行政をつなぐ役割を果たしています。そのため、地域で困りごとがあれば、自治会を通して行政に相談することができます。自治会は、その地域特有の課題を受け止める役割も果たしているため、個人で行政へ相談するよりも自治会の中で議論し、地域全体の課題として行政に相談すれば、より早くスムーズに対応することができます。

【災害時にこそ自治会！！】

大規模な地震が起きた直後は、市や消防や警察の支援がすぐには行き届かないことがあります。そのような事態においては、ご自身やご家族だけで、消火活動や負傷者の救出活動を行うことは非常に困難となります。



そこで、自治会では、地域住民がお互いに助け合う『共助』の精神をもとに、自主防災組織をつくり、地域での自主防災活動を行っています。
⇒一人一人が自分ごとと捉え自治会に加入し、地域全体で災害に強いまちづくりに取り組みましょう。

●災害時に活躍した自治会の事例

【阪神・淡路大震災】

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災の際、地震で倒壊した建物から救出された人の約8割は、家族や自治会を中心とする近隣住民、いわゆる共助によって救出されました。

一方、消防、警察、自衛隊など公助によって救出された人は、約2割でした。また、建物倒壊と同時に発生した火災の消火に、消防車の救援を待つ余裕もなく、地元住民が消火用水をバケツリレーで対応し、その活躍で救出された人もいます。

【東日本大震災】

2011年に発生した東日本大震災では、自治体職員の他、自治会や自主防災組織が避難誘導を行いました。その他にも、道路状況の調査や高齢者の安否確認、避難者名簿の作成、必要物資の聞き取り調査、炊き出しの実施なども自治会の協力をもとに行われ、その活動が賞賛されています。

～自治会加入のメリット・デメリット～

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 地域とのつながりが生まれる。・ 地域情報が簡単に得られる。・ 災害対策のノウハウが学べる。・ 防犯、防災、交通安全、福祉等の面で、身近な協力者が得られる。・ 子どもの健全育成に繋がる。・ 自治会を通して、行政に要望ができる。・ 高齢者の支えあい。・ 地域の協力により環境美化に繋がる。・ 近くのごみ集積所の利用ができる。	<ul style="list-style-type: none">・ 自治会費を払わなくてはいけない。・ 休みの日に活動や役員が回ってきたら煩わしい。・ 近隣世帯との付き合いが面倒。

【世帯別加入メリット】

子どもがいる世帯

子どもがいる世帯に対しては、親子向け行事・子ども向け行事に参加することで、子どもにとって楽しい時間や学年の違う友達、地域の大人と顔見知りになることができます。そのような交流から、子どもに対する防犯や交通安全へも繋がっていきます。子どもを地域全体で育していくということを考えてみましょう。

高齢者世帯

高齢者世帯に対しては、大規模な災害時や緊急時に近隣の世帯の協力を得ることで、いち早い避難や救助に繋がります。いざという時には市や消防、警察等の到着前に近隣の世帯の協力が大変重要になってきます。また、定年を迎えた方が地域イベント・行事の役員等で参加することで、会社以外の知り合いができることや、豊かな知識や経験を活かして地域貢献をすることにより、やりがいを見出すことへも繋がります。

単身者・留守の多い世帯

単身世帯は地域から孤立してしまいがちです。防災、防犯だけでなく、普段の地域情報や親睦・交流など様々な面で、地域でのつながりによって得られるものがあります。また、高齢単身世帯においても突然な事故や病気で発見が遅れて最悪のケースを招く恐れがあるため、日頃から、いざという時に頼りになる近隣の方との支援体制を作つておくことが重要になります。

留守の多い世帯では、空き家が増加している市内において、空き巣や強盗に入られる危険性が他の世帯に比べて高くなります。そのため、近隣の方と顔見知りの状況を形成しておくことで、不審者が近づいた際に周囲の方々が異変に気づくこともあります。地域全体で防犯・防災活動に取り組み、常に多くの目を光らせ考えることが大きな防犯・防災効果に繋がると思われます。

4 自治会加入までのステップ

地域の実情に合わせて
ご活用ください。

◆呼びかけのポイント

自治会に加入していただくためには、訪問前の入念な準備と、的確な加入の働きかけ方を行うことが重要となります。個々の世帯にあった取り組みを行い、加入を強制するような呼びかけではなく、丁寧な対応を心がけましょう。

◆呼びかけの手順

①訪問前の準備

●自治組織の区域を確認しましょう

地域によっては、入り組んだ地域や飛び地、学校区などの関係から複雑な境界があるところがあります。まずは自分たちの自治会区域を把握しましょう。

●未加入世帯を把握する

住宅地図などを参考に、未加入世帯を把握し、情報を整理すると現状把握がスムーズにいきます。

●自治会組織という役割の再確認

自治会の必要性や活動内容、加入のメリットを質問された際に答えられるようにしておきましょう。

●訪問時の説明資料等を用意する

訪問時には、口頭のみで活動を説明するよりも、資料を提示しながら説明したほうが相手に伝わります。

<準備するものの例>

▽訪問時のあいさつ状（P10参照）

加入申込書には、自治会運営に必要な項目を記載します。個人情報の取扱いに配慮した一文を添えるとよいでしょう。

▽自治会規約・役員名簿

区長や班長などの連絡先を記載し、相手が連絡をとれるようにしましょう。

▽総会資料・広報紙

総会資料は、難しいという印象を持たれがちです。できるだけ分かりやすく説明することを心がけましょう。

▼市への提出書類【自治会異動（加入・脱退）届（P11参照）】

自治会加入を決めていただいた方へ記入していただき、自治会から市へ提出いただくことで、広報紙の増減や自治会加入者数の変更手続きをさせていただきます。



②訪問するとき

●訪問の方法



▽訪問の人数 2～3人

▽訪問の時期

新規転入者には居住開始後、間を置かずに訪問することが効果的です。

▽訪問時間

相手の対応可能な時間帯を考慮します。(食事時や夜間はなるべく避け、相手が対応しやすい時間帯を選びましょう。)

- ▽訪問
- ①初回訪問時 ⇒ 5分程度の簡単な説明にとどめます。
 - ②2回目訪問時 ⇒ 1週間程度、間を置くとよいでしょう。初回の訪問で加入を拒否された場合は、訪問者を替えるなどの工夫をしましょう。
 - ③断られたとき ⇒ 理由を聞き、よくある質問を参考に対応してみましょう。加入に至らない場合でも、「いつでもお待ちしていますよ。」という雰囲気で接しましょう。

③アフターフォロー

新規加入者を総会で紹介したり、日頃からあいさつや声かけをしたりして、出来るだけ早く地域になじめるよう配慮しましょう。

◆世帯状況に応じた取り組み

近年、ライフスタイルの変化から生活様式が多様化しています。そのような中で生活状況や未加入の理由が異なります。

●新しく転入してきた世帯には

新しく転入してきた世帯は、地域の公共施設、医療機関、災害時の避難場所、ごみ集積所の場所など身近な情報を知りたいものです。これらの情報を得られる地図や案内文を配布すると、区とのつながりを持つよいきっかけとなります。

●単身者や短期居住のアパート・マンション居住者には

学生、単身者や短期間の居住者は、自治会の活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、オーナーや住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。

また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、防犯灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、自治組織にとっても財源確保につながります。

5 加入案内文書例及び市への提出書類

訪問時あいさつ状

〇年〇月〇日

新しく住民になられた皆様へ

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は〇〇〇地区へ転入されましたことを、会員一同心より歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会では、住民一人ひとりが主役であるとの理念に基づいて、親睦を図るとともに住みよい地域づくりに取り組んでいます。

住民皆で協議し、協力しながら地域づくりを実現させています。

私たち〇〇自治会の規約をお届けいたしますので、ご一読頂いただき、自治会の加入につきまして、ご理解ご協力いただけますようお願いいたします。

記

☆あなたの所属する班は〇〇班で

班長さんは現在〇〇〇〇〇さん（TEL _____）です。

☆自治会費 月額 円（支払いは月割り/〇月に年払いとなります。）

※ご不明な点やお困りのことがありましたら、班長さんを通じて遠慮なく役員までお申し出ください。

以上

自治会異動（加入・脱退）届

太宰内に記入の上、お住まいの自治会の役員の方に、ご提出下さい。		自治会 → 事務局（市民協働課）			
自治会異動（加入・脱退）届					
世帯主氏名	住所	自治区分名	班名	異動年月日	備考
(ふりがな)	羽島市 町 番地		※	加 入 脱 退 .	
(ふりがな)	羽島市 町 番地		※	加 入 脱 退 .	

上記のとおり異動がありましたので届けます。

(あて先) 市民協働課長 年 月 日 _____ 区自治委員 _____

※欄は、該当するほうに○をつけてください。

6 よくある質問と回答例

※回答例は地域の実情等に合わせてご使用ください。



Q1 そもそも自治会って何ですか

自治会は、一定の区域に住む人たちが、お互いの親睦・交流を図りながら、防犯、防災、環境美化活動、ごみの集積所の管理や防犯灯の設置・維持管理など様々な活動を実施することで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意組織です。

Q2 自治会に入らないといけないのですか

自治会への加入は任意であり、強制ではありません。しかし、地域には個人では解決が難しい課題があります。このような課題解決のために、自治会の役割が必要となりますので、ぜひ加入してください。また防犯灯の設置や維持管理や防災の取り組み、まちの美化運動などの自治会活動が、日頃の生活を支えていることをご理解ください。

Q3 自治会は市と関係ないのですか

自治会は、地域住民が自主的に結成・運営をしている任意組織です。ただし、住みよいまちづくりのために、市と自治会は、防犯や防災、環境美化等様々な場面で互いに協力をしています。

Q4 自治会はどんな活動をしているのですか

自治会では、防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロールや環境美化活動の実施、お祭りなどの行事を開催するなど、地域のつながりを深め、住民が安全・安心した暮らしができるような活動を行っています。

Q5 加入するとどんなメリットがあるのですか

自治会が防犯灯の維持管理や環境美化活動、防犯パトロール、児童生徒が安心して登下校できるよう通学時間帯の見守り活動などを行うことでみんなの安全・安心な生活を支えています。また、自治会では自主防災組織をつくり、防災訓練等の災害に向けた取り組みや災害グッズの備蓄など、いざというときに助け合える体制をつくっています。また市に対し、道路・側溝・街路灯の改善など、日常生活上の環境整備に係る課題等の要望活動ができるので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。他にも、市の回覧文書や広報紙、市の関連団体からの情報提供、地域で作成するチラシなどが手元に届きます。



Q6 自治会の地域はどのように決められていますか

大字・小字、町丁別、地区別、地区地域の特殊性、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数などさまざまです。マンションやアパートごとに「自治組織」が組織されている場合もあります。

Q7 自治会に加入したら行事に参加しなくてはいけないのですか

行事に参加いただくことで、地域になじみやすくなります。短時間でも構いませんので、ご都合に合わせてぜひご参加ください。まずは、無理せずできることから少しずつご参加いただければ結構です。

Q8 個人情報はどのように管理されるのですか

ご提供いただいた個人情報は、会員名簿に記録をしますが、自治会の活動のための利用に限定し、適正に管理しています。

Q9 自治会費はいくらで、何に使われているのですか

自治会費は1ヶ月（1年）〇〇〇円です。自治会費は防犯灯の設置や維持管理、地域行事の開催、環境美化活動に係る用具の購入、集会施設の維持管理などに使われています。毎年、総会時に会員の承認を受けて使われています。

Q10 自治会費が高くて払えないのですが

- ①一度、役員会にかけて、後日回答いたします。
- ②減額制度がある場合⇒制度のご案内

減額制度がない場合⇒申し訳ございませんが、自治会の活動の継続のためにもご負担をお願いします。みなさんからの会費により、安全・安心なまちづくりに向けた活動ができています。

※収入が非常に少ない方もみえます。会費は最小限にし、参加費や寄付金で賄うことも検討してみてください。

Q11 自治会費以外の収入はあるのですか

市からの自治会運営費や広報紙配布手数料、市道修繕活動報奨金、防犯設備設置等補助金などがあります。他にも、集会所の利用料収入、イベント等での寄付などもあります。

Q12 役員になることは難しいのですが

- ①役員になることで、より多くの人と交流することができます。仕事や家庭環境、高齢等の事情があれば、ご相談いただき一緒に対策を考えましょう。
- ②ご事情に応じて、役員の免除や休日の行事の手伝いのみをしていただくなど、ご負担を軽減することができます。

Q13 税金を払っているのだから、地域のことは市がしてくれるのではないですか

住民同士の日頃の支え合いや、災害時の助け合い、地域の課題の解決に向けた取り組みなどは、市の力だけで行えるものではありません。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大災害が起これば、行政の手が行き届かないことは目に見えています。自治会と行政で役割を分担し、地域の住民が自ら行動することや地域の実態に沿った課題の解決に向けて協力し合うことで、住民にとって住みやすい環境をつくっていくことができます。

Q14 単身赴任（もしくは学生）のため、長くは住まないですが、加入しないといけないのでですか

自治会は、ごみの集積所の管理や防犯灯の設置や維持管理など、住みよい暮らしのために活動をしています。この地域にお住まいになられたのも何かのご縁です。引っ越しするまでの短い期間かもしれません、その間を安全・安心で快適な暮らしをしていただきたいと思います。

Q15 自治会活動でケガをした場合はどうなりますか

自治会で保険に加入しているので、活動中のケガは補償されます。
※保険加入の状況を確認し、加入を検討しましょう。

Q16 住民票を前のまちから移してないのですが、加入できますか

この地域に住んでいる方であれば大丈夫です。
※自治会の規約などの取り決めがある場合は、それに従ってください。

Q17 地域とは特に関わりを持っていないので、情報も必要ありません

自治会の回覧板には、たくさんの情報が載っています。
例えば、ごみの出し方に関する情報や災害発生時の安全な場所と避難経路など生活に関する大切な情報がおのずと集まってくる環境に身を置きましょう。

Q18 災害には、自分で対策を立てていますので大丈夫です

もし、災害が発生してあなた自身がけが等をしてしまったら、やはり周囲の助け・協力が必要です。個人での災害対策には限界があります。地域での災害対策のノウハウを学び、あなた自身とあなたの家族の身を守りましょう。

7 市が行う加入促進の取り組み

◆市はこのような取り組みを行っています

市窓口での自治会加入の案内

市民課窓口において、転入・転居の手続きの際に、自治会加入促進チラシ（自治会取次ぎ希望書）を渡し、自治会への加入案内をしています。

都市計画課窓口において、住宅の開発許可申請が事業者から出された場合には、自治会加入促進のための案内をしています。

自治会取次ぎ希望書の設置及び電子メールでの加入受付の流れ

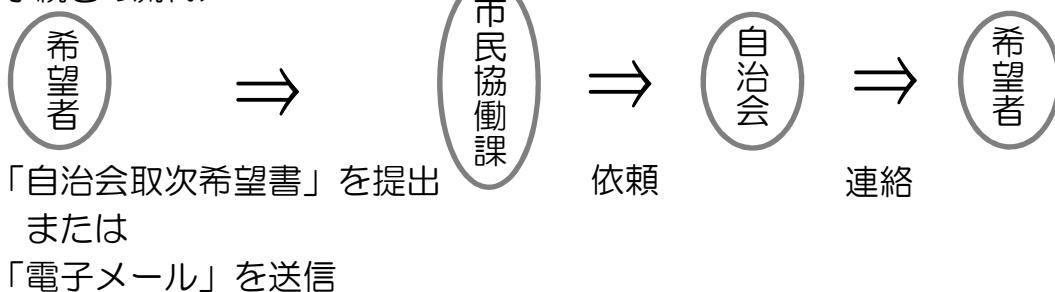
・「自治会取次ぎ希望書」

自治会への加入や詳しい説明を希望する方は、市民課窓口に設置してある『自治会取次ぎ希望書』(P16参照)を、市民協働課または市民課窓口に提出すると、お住まいの自治会から連絡があります。

・「電子メール」

自治会への加入や詳しい説明を希望する方は、必要事項（住所・氏名・電話番号・入居日等）を市民協働課宛にメールすると、お住まいの自治会から連絡があります。

<手続きの流れ>



「羽島市まちづくり基本条例」平成28年4月1日施行

「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」平成30年3月26日施行

宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会との協定

・住宅契約段階においての自治会加入促進のチラシ配布とともに、自治会への加入の働きかけに関する協定の締結をしました。(平成30年3月28日締結)





自治会への加入方法

自治会へ加入するには

自治会へ加入するには、お住まいの自治会の役員の方にお申し出ください。役員の方の連絡先がわからない場合は、ご近所の方に聞いていただくか、羽島市自治委員会事務局までお問い合わせください。また、アパート等集合住宅にお住まいの場合は、管理会社や大家さんにご相談ください。

自治会取次ぎ希望書について（自治会からの連絡を希望する場合）

自治会の加入について詳しい説明を希望する方は、自治会取次ぎ希望書を市民協働課または市民課の窓口に提出していただくと、お住まいの自治会からご連絡をさせていただきます。

また、メールでの受付も可能ですので、その場合は世帯主氏名、住所、電話番号、入居日と自治会との取次ぎを希望する旨を入力の上、下記アドレスに送信してください。なお、自治会から連絡が来るまでお日にちがかかる場合があります。

羽島市自治委員会事務局（羽島市役所市民協働部市民協働課内）

問い合わせ先

TEL 058-392-1111（内線 2314）

Email kyodo@city.hashima.lg.jp



>8 キリトリ線

自治会取次ぎ希望書

羽島市自治委員会事務局 あて

年 月 日

自治会への加入について詳しい説明を受けたいので、該当する自治会からの連絡を希望します。

ふりがな			
世帯主氏名			
住所			
電話番号			
入居日	年	月	日
備考			

8 市内における地域活動の先進事例

地域防災計画の作成

竹鼻南コミュニティセンター

岐阜大学との連携を図り地域住民との話し合いを重ね、平成27年12月に「**竹鼻南地区防災計画**」を作成。市の防災会議の承認を得て、羽島市地域防災計画に登載されました。※ **岐阜県下初の事例**

正木町須賀地区

「防災の基本は自助である。」という理念のもと、個人・世帯を対象に自助を啓発し、自主的な自助に取り組む区民への支援を活動の特徴とする「**正木町須賀地区防災計画**」を作成。市の防災会議の承認を得て、羽島市地域防災計画に登載されました。

小熊町・新生町地区

令和3、4年度に内閣府の「地域防災計画作成モデル創出事業」の実施団体として選定され支援を受けながら、小熊・新生地区における自主防災計画「**小熊町新生町地区防災計画**」を作成。市の防災会議の承認を得て、令和5年度の羽島市地域防災計画に登載されました。

地域特産品の紹介や販売

正木町

平成29年度に開催した「正木寄りあいワークショップ」において、設立された実行委員会が主体となり、「**まさき青空市**」を開催。

地域特産品の紹介や販売を通じて、地域活性化と町民相互のふれあいと親睦を図ることを目的とし、毎月第1日曜日に開催されています。

9 こんな形もある！他自治体の自治会活動事例

No.	項目	事 例
1	情報伝達方法	<ul style="list-style-type: none">・区独自のLINEを開設し、「細かな避難情報」「掃除や集会など行事のお知らせ」「月1回の不燃ごみ回収のお知らせ」「ワクチン情報」「人気イベントの情報」等を発信し、区民の利便性を向上。（静岡県掛川市）・回覧文書の写真を撮り、組のLINEグループにアップし、情報を共有。LINEが使えない方には個別配布。（京都市）・地域活動の広報担当として、SNS発信やチラシデザインが得意な方を任命し情報発信。（京都市）・回覧板は、書面タイトルのみ一覧表を作成して回覧。実際の文書は集会室にて保管。自由に閲覧及び持ち帰り可能。（大阪府摂津市）
2	行事	<ul style="list-style-type: none">・オンラインでの文化祭を企画。各自が編集した動画をまとめてYouTubeにアップ。（静岡県掛川市）・密を避けるため、集まって開催するイベントの代わりに個人で参加できるスタンプラリーを開催。（京都市）・家庭でできる「おうちでラジオ体操（リモートラジオ体操）」を実施。（愛知県小牧市）・密を避けるため、ウォーキング大会では受付順にスタートする方法に変更。（栃木県宇都宮市）

No.	項目	事例
3	防災防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・密を避けるため、愛犬の散歩に合わせ防犯や子どもの見守りを行う自主防犯組織を結成。（神奈川県厚木市） ・災害時に管理者からアプリを通じて安否確認情報を送信。スムーズかつ効率的な安否確認が可能。（千葉県浦安市） ・自主防災委員会を少人数で行い、Zoomで現状等の確認や今後の進め方を議論。（大阪府八尾市） ・防犯活動として、日頃できていなかった、防犯灯やカーブミラー、広報板、消火器の点検等の聞き取り等を実施。（大阪府八尾市）
4	役員業務	<ul style="list-style-type: none"> ・役員とは別の総務係を自治会長が任命し、配布物の仕分けや案内文書の作成等を時間が取れる方に依頼。（京都市） ・歴代の役員が毎年加わるLINEグループを作り、いつでも相談できる体制を整備。（京都市） ・各役員の仕事内容の一覧表を作成し、文書によるスムーズな引継ぎ方法に変更。（京都市） ・役員用のLINEグループを開設。（神奈川県厚木市）



自治会加入促進ハンドブック

羽島市自治委員会事務局

(羽島市役所市民協働部市民協働課内)

住所 〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地

TEL 058-392-1111 (内線 2314)

E-mail kyodo@city.hashima.lg.jp